

老齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります

国民年金第1号被保険者の方(自営業や学生の方など)が、定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加保険料と付加年金の額

一般保険料と一緒に、月額400円の付加保険料を納めると、付加年金の1年間の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」で計算されます。

(例) 付加保険料を5年間(60か月)納めた場合

納めた額 $400円 \times 60か月 = 24,000円$

受け取る付加年金額(1年間) $200円 \times 60か月 = 12,000円$

65歳から老齢基礎年金と一緒に支給されます。ただし老齢基礎年金を繰上げまたは繰下げた場合には、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されます。

付加保険料を納めることができる方

- ① 自営業者などの国民年金第1号被保険者
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されていない方
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入被保険者

加入の手続きと相談先

役場保険医療課または岐阜南年金事務所

留意点

- ・ 付加保険料の納期限は、翌月末日(納期限)と定められています。
- ・ 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・ 付加保険料を納めている方が、納付をやめたい場合は、「付加保険料納付辞退申出書」の提出が必要となります。
- ・ 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

二学期制をスタートしました ~自信をもって生き抜く子どもを育成します!~

今年度から、笠松町と岐南町の小・中学校では、二学期制を導入しています。

これは、「一人ひとりの子どもに寄り添う時間」を確保し、「自分の歩みに自信をもち、目標に向かって頑張る子どもを育てる」ことを目標としています。

二学期制を導入することにより、授業時間に余裕が生み出されたことで、学校ごとに独自の取り組みを始めました。

① 学習にかかわって

授業やテストなどを振り返って、一人ひとりの子どもが自分の課題とする内容をもう一度復習したり、じっくりと練習したりして、学習内容の確実な定着を図る取り組み など
⇒ **子どもたちの学ぶ力をさらに高めることを目指します。**

② 仲間づくりにかかわって

学級や学年の仲間とともに、さまざまな取り組みに挑戦したり、合唱などの文化を創り上げたりする取り組みや、話し合いを通して集団としての問題を解決していく取り組み など
⇒ **子どもたちの望ましい仲間関係を築くことを目指します。**

③ 自分見つめにかかわって

保護者の方との懇談の中で、これまで自分が努力して取り組み成長できたことや、先生・仲間から認められて嬉しかったことなどを、自信をもって語れるようにする取り組み など
⇒ **自分の成長の実感をもって生活できることを目指します。**

このような取り組みを通して、笠松町の子どもたちが、「さまざまなかわりの中で学び、自らの夢や希望に挑戦」していく姿へと成長してくれることを願っています。

地域の皆さんにもご理解いただき、子どもたちの頑張る姿をあたたかい目で見守っていただきますようお願いいたします。